

河内長野市
第3次子ども読書活動推進計画

平成28年3月
河内長野市

目 次

河内長野市第3次子ども読書活動推進計画の策定にあたって	1
第一章 第2次計画の総括	2
1. 第2次計画期間の取組・成果	
2. 第2次計画期間の課題	
第二章 子どもの読書活動を取り巻く情勢と国の基本的方針	9
1. 子どもの読書活動を取り巻く情勢	
2. 国における子ども読書活動の推進計画の基本的方針	
第三章 計画の基本的な考え方	12
1. 計画策定の基本理念と目的	
2. 基本目標	
3. 計画の期間	
第四章 子どもの読書活動推進のための取組	13
1. <u>家庭における子どもの読書活動の推進</u>	14
(1) 本に親しむ出会いづくり	
(2) 子どもと本をつなぐ人づくり	
2. <u>地域における子どもの読書活動の推進</u>	15
(1) 本に親しむ出会いづくり	
(2) 子どもと本をつなぐ人づくり	
3. <u>学校等における子どもの読書活動の推進</u>	16
(1) 本のある環境づくり	
(2) 本に親しむ出会いづくり	
(3) 子どもと本をつなぐ人づくり	
(4) 子どもと本をつなぐ体制づくり	
4. <u>図書館における子どもの読書活動の推進</u>	18
(1) 本のある環境づくり	
(2) 本に親しむ出会いづくり	
(3) 子どもと本をつなぐ人づくり	
(4) 子どもと本をつなぐ体制づくり	
第五章 子ども読書活動推進計画の推進のために	23
1. 計画の位置付け	
2. 推進体制の整備	
3. 財政上の措置など	
用語説明	24
推進機関等による子どもの読書活動推進のための取組（行動計画）	28
数値目標	31

河内長野市第3次子ども読書活動推進計画の策定にあたって

読書を通じて、子どもたちは読解力や想像力、思考力、表現力等の生きる基礎力を養うとともに、多くの知識を得たり、多様な文化を理解したりすることができる。また、書籍や新聞、図鑑などの資料を読み深めることを通じて、自ら学ぶ楽しさや知る喜びを体得し、さらなる知的探求心や真理を求める態度が培われる。このため、子どもが自ら読書に親しみ、進んで読書習慣を身に付けていけるよう、子どもの興味・関心を尊重しながら自主的な読書活動を推進することが重要である。また、読書は、子どもたちが自ら考え、自ら行動し、主体的に社会の形成に参画していくために必要な知識や教養を身に付ける重要な契機となる。特に、社会が急激に変化し、複雑化していく中で、個人が読書活動などを通じて、生涯にわたって絶えず自発的に学ぼうとする習慣を身に付けていくことは大変重要である。このように、知的活動の基礎となる自主的な読書活動は、人格の完成と個人の能力の伸長、主体的な社会参画を促すものとして、民主的で文化的な社会の発展に不可欠のものである。※

平成13年12月「子どもの読書活動の推進に関する法律」が施行され、この法律に基づき国は平成14年8月に「子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画」を策定、大阪府においては平成15年1月に「大阪府子ども読書活動推進計画 大阪府子ども読書ルネッサンス」が策定されました。

本市においても子どもの読書活動推進の重要性に鑑み、市全体で子どもの読書環境の整備を図っていくことをめざし、総合的かつ計画的な施策の推進を目的に平成18年3月に「河内長野市子ども読書活動推進計画」を策定し、子どもの読書環境整備の推進に取り組んできました。平成22年度の5年の計画期間満了にあたっては、第1次計画を踏襲しつつ国の第二次計画を踏まえ、河内長野市の子ども読書活動のより一層の推進のため第2次計画を策定しました。

その第2次計画が平成27年度で5年の計画期間を満了するにあたり、国の第三次計画を踏まえ、第2次計画期間における成果や課題を総括したうえで、河内長野市教育立市宣言で掲げられた「読書のまち河内長野」をさらに進め、子どもの読書環境の整備を図っていくことを目的に、第3次計画をここに策定します。

※平成25年5月17日閣議決定 「第三次子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画」第3章基本方針から引用

第一章 第2次計画の総括

第2次計画において、第1次計画を踏襲・継続し、「すべての子どもがあらゆる機会とあらゆる場所において、自主的に読書活動を行うことができるよう、積極的にそのための環境の整備を推進すること」を基本理念とし、「本のある環境づくり」「本に親しむ出会いづくり」「子どもと本をつなぐ人づくり」「連携の輪づくり」の4項目を基本目標として子どもを取り巻く図書館、学校、地域などにおいてさまざまな取組が次のように行われました。

1. 第2次計画期間の取組・成果

(1) 本のある環境づくり

①多様で豊富な図書がある環境づくり

・図書館では児童書、ヤング^{※1}向け図書など子どもにとって魅力ある図書の充実を図りました。児童書においては平成23～26年度間で約14,500冊、ヤング向けとしては約6,300冊を整備しました。放課後児童会への団体貸出セット「夏休みお楽しみパック」用の資料を補充購入し、「えほんのひろば」^{※2}巡回用の絵本なども補充購入するなど資料の充実に努めました。障がいのある子どもや外国の子どもも読書が楽しめるよう「さわる絵本」^{※3}の制作と外国語図書の収集を行いました。さわる絵本についてはボランティアにより制作され、平成26年度末で15タイトル19冊所蔵しています。さわる絵本は個人貸出のほか教育・福祉関係機関への団体貸出も行い絵本の意義等を含めて利用の促進を行いました。また布の絵本9冊が制作され、障がいのある子どもたちへの貸出資料のメニューの充実を併せて行いました。利用促進・拡大を目的としたPRイベント「さわる絵本・布の絵本大公開」や、小・中学生を対象とした「布の絵本を一緒に作りましょう」を開催しました。外国語図書については英語絵本を中心に計画的に購入し、学校支援用図書^{※4}にも英語絵本を整備しました。平成26年度末で742冊(学校支援用は除く)を所蔵しています。

・公立保育所では、地域への絵本貸し出し事業の充実を含め蔵書の充実を図りました。

・公立幼稚園では、絵本等の蔵書の充実を図りました。

・公立小中学校では、学校図書館図書標準^{※5}を目指した計画的図書の購入を行いました。また学校図書館の蔵書を充実させるうえで必要となる収集に関する方針について、平成23年に「河内長野市立学校図書館資料収集方針」を策定し、平成23年度～26年度間で小学校約21,300冊・中学校約15,800冊を購入しました。さらに学級文庫への図書の寄贈を地域・家庭に働きかけ、図書の活用とリサイクルを図りました。

②いつでも子どもの身近に図書がある環境づくり

・図書館サービス網の充実として公民館図書室との図書相互利用をより効率的にするため図書の集配送の委託を行うと共に、公民館主催事業の児童書展示への協力などを行い

ました。自動車文庫の活性化策として、福祉施設への巡回の継続、テーマに沿った図書の展示、図書館の利用案内や図書館だよりだけではなく、キックスやラブリーホールなどのパンフレットを備え配布して、自動車文庫からの情報発信に努めました。

- ・平成20年11月からはインターネットや携帯電話での貸出の予約や延長の申し込みを開始、さらに平成24年6月からは市内の幼稚園・保育園（所）からのインターネット予約の冊数上限を100冊まで拡大し、希望により集配送を実施し団体貸出の利便性を高めました。

- ・ヤング層に対してはヤング向け図書館だよりによる図書情報の提供と近隣の高等学校との図書館だよりの交換、高校生との共同企画を実施、加えて高校生ボランティアの受入や図書館ツアーを行いました。

- ・公立小中学校では、学校図書館への電算システムの導入により図書データのデジタル化、図書目録の整理と蔵書の管理などが行われ、コンピュータを使った貸出返却が可能になりました。

（２）本に親しむ出会いづくり

①日常での出会いづくり

- ・保育所では、年齢にあった絵本の読み聞かせを実施し、読み聞かせから表現遊び、劇遊びへと発展させる活動を取り入れています。また保育士を対象に絵本の読み聞かせ研修を実施しました。

- ・すべての放課後児童会で読み聞かせや読書の時間を実施しました。本に親しむ機会の充実のため放課後児童会では読み聞かせや読書などをその指導内容に位置づけました。また夏休みには、図書館司書の選書による「夏休みお楽しみパック」を全放課後児童会に配送し、長期休暇中の読書の機会を確保しました。

- ・公立幼稚園では、読み聞かせを実施し、加えて読み聞かせサークル(PTA)による読み聞かせも行われました。

- ・公立小中学校では、学校図書館が各教科等の授業の中で計画的に活用されると共に「朝の読書」など読書時間が確保されました。また各学校において、読書週間などで読書啓発イベントが実施され、幼稚園・小中学校を通じて日常での本との出会いづくりに取り組んでいます。

②イベントでの出会いづくり

- ・図書館では、定例のおはなし会や赤ちゃんタイム^{※6}をはじめ「こども読書の日」・「読書週間」記念事業の「おはなしウォッチング」、「夏休み子ども科学教室」、調べ学習を支援する「めざせ図書館マスター」や「親と子のクリスマス会」などを開催しました。さらに「図書リサイクルフェア」^{※7}への児童書提供をPRし、同フェアへの児童書の提供数の増加を図りファミリー層の取り込みに努めました。夏休みにキックスで行われる青少年育成課主催の「くろまるキッズ全員集合」に「えほんのひろば」で協力するなど、

子どもと本との出会いを演出できる事業を実施しました。

・公民館では、おはなし会や絵本の会等の読書啓発イベントを開催、子どもや大人を対象とした教室・講座事業において資料展示による図書の活用やテーマ展示等を実施し、子どもと本との出会いづくりに取り組みました。

・保育所では、題材絵本の教材研究を行い、保育参観で「劇遊び」を実施したり、お誕生会でのペープサート※₈や人形劇等の読書につながるイベントを実施しました。

・公立幼稚園では、生活発表会での劇等に関連した本の読み聞かせを実施したり、保護者が読み聞かせや劇等を披露するなど、読書啓発につながるイベントの実施と促進を図りました。

(3) 子どもと本をつなぐ人づくり

①家庭での人づくり

・図書館では、ブックスタート※₉でのボランティアによる絵本の読み聞かせ、ブックリスト※₁₀の配付、図書館でのおはなし会のPRを行いました。1歳7か月児健康診査での配付を目的にブックリストを作成し、平成22年度からはブックスタートのフォローアップ事業として「赤ちゃんタイム」を定期開催しています。ボランティアの協力を得ながら保護者に対して絵本をはじめとする読書への啓発を行いました。

・乳幼児健診センターでは、4か月児健康診査時のブックスタート事業の実施、1歳7か月児健康診査時でのブックリストの配付を実施しました。

・保育所では、所庭開放や地域支援出前保育事業※₁₁などでの絵本の読み聞かせや保護者向けの本も含めた絵本などの貸出を行い、保護者と子どもと一緒に読書を楽しむきっかけづくりに努めました。

・子ども・子育て総合センターでは、育児講座の開催、毎日のお楽しみタイム・わくわく広場での読み聞かせ、福祉委員会主催の子育てサロンなど地域の事業での読み聞かせ、絵本・紙芝居の貸出、読み聞かせボランティアによるおはなし会の定例実施、図書館からの団体貸出の利用、利用者のおすすめ絵本の紹介など、各機関やボランティアとの連携をとりながら数多くの子育て支援事業の中で読書啓発を図りました。

・公立小中学校では、図書便りで保護者向けの本の紹介や図書室の様子を紹介する記事の連載をしたり、学校ホームページへの掲載、新1年生保護者へのリーフレット配付、「親子で夏読キャンペーン」の実施など、保護者への様々な啓発が行われました。

②地域での人づくり

・図書館では、既存のボランティア団体の協力を得ながら、初心者向けの読み聞かせボランティア講座や、経験者向けのスキルアップ講座を開催しました。

・ボランティアに対し、おはなし会、おはなしウォッチング、クリスマス会の図書館事業への出演、ブックスタート事業への派遣、地域のイベント等への派遣要望に対して紹介を行い、活動の場を提供するとともに、その拡大充実を図っています。また団体貸出

を実施し、各種類縁機関からの講座・催し等の紹介を行い、ボランティアへの資料・情報の提供を継続的に行いました。

③図書館と学校での人づくり

・図書館では、平成27年4月現在の職員（嘱託員含む）31人中25人（80％）が司書資格を保有、関係機関等が開催する研修・講座へ積極的に職員（嘱託員含む）を参加させています。今後とも司書としての資質向上にむけた研修等への参加を継続的に行います。

・公立小中学校では、学校図書館司書を全小中学校に配置し、教育委員会主催の研修と市外研修へ積極的な参加を行いました。また、定期的に司書連絡会を開催し、情報の共有や研修を深める機会を設けています。

（４）連携の輪づくり

①図書館と地域の連携

・市内で活動する地域文庫やおはなしボランティアグループを中心として設立された連絡会との連携をすすめています。図書館では、連絡会の定例会、総会へ出席し、図書館と同連絡会との連携を強化するとともに、図書館主催の読み聞かせボランティア講座への講師派遣、おはなし会やクリスマス会等図書館事業への参画を促進しました。また図書館から地域への情報発信として、図書館ホームページでのイベントの案内やその実施報告の掲載、またメールマガジンでもイベント情報や新着図書のお知らせ案内等を配信しています。

②図書館と学校との連携

・図書館では、学校図書館への配送・回収サービス、インターネット予約による物流ネットワークを構築、学校図書館司書との連携として学校図書館司書連絡会への図書館司書の参加、学齢期子ども読書活動推進会議の定期開催で学校等との連携を深めました。学校図書館司書と図書館司書との連携による夏休み推薦図書リスト「ぼちぼちよもか」を共同作成、定期的に各小中学校へ「図書館だより（児童、ヤング）」を送付しました。夏休みを中心に児童生徒のレファレンス^{※1,2}利用があります。小中学校の希望に応じ、図書館司書とボランティアが学校を訪問し、子ども達が自由に楽しみ、本とふれあう機会を提供する「えほんのひろば」を行いました。

③学校と地域の連携

・公立小中学校では、地域文庫、保護者やおはなしボランティア団体によるおはなしや読み聞かせの活動が行われました。図書室ボランティアによって、図書室での資料掲示、本の修理などの作業や図書室内の環境整備などのサポートが行われました。

(5) 図書館並びに学校図書館の貸出状況

図書館並びに学校図書館の平成26年度末の状況は下記の表のとおりとなりました。第2次計画策定時の平成21年度末の数字と比較すると、図書館では少子高齢化の影響が大きく対象年齢の各層で減少し、全体として57,578冊の減少となりましたが、学校図書館では児童・生徒数の減少はあるものの「朝の読書」や「読書ノート」などの取り組みが高い成果をあげ全体として61,629冊の増加となりました。図書館では学校での読書週間の取り組みに対して団体貸出により図書を用意したり、調べ学習への支援として学校支援用図書を整備するなどの取り組みを行ってきました。今後も子ども達の日常生活の場である学校との連携により、読書活動の推進につなげたいと考えています。

【図書館】

平成21年度図書館年齢別利用統計① …平成23年3月河内長野市第2次子ども読書活動推進計画から抜粋

年 齢	0～6 歳	7～12 歳	13～15 歳	16～18 歳	合計
年間貸出冊数	45,361	121,729	34,341	21,558	222,989
1人当り貸出冊数	8.0	18.7	9.8	6.0	11.6

平成26年度図書館年齢別利用統計②

年 齢	0～6 歳	7～12 歳	13～15 歳	16～18 歳	合計
年間貸出冊数	38,661	94,185	20,136	12,429	165,411
1人当り貸出冊数	7.5	18.4	6.3	3.6	9.8

平成26年度の21年度に対する図書館年齢別利用増減(② - ①)

年 齢	0～6 歳	7～12 歳	13～15 歳	16～18 歳	合計
年間貸出冊数	△6,700	△27,544	△14,205	△9,129	△57,578
1人当り貸出冊数	△0.5	△0.3	△3.5	△2.4	△1.8

・1人当り貸出冊数…対象年齢人口の1人当たり

少子高齢化の影響で年間貸出冊数、1人当たりの貸出冊数ともに各年齢層で減少し、特に7歳～15歳の学齢期の年齢層の減少が大きくなっています。減少の要因として学校図書館の整備と学校の取り組みが高い効果をあげ、学校図書館で本を借りる機会が増えた反面、図書館で本を借りる機会が減少したことが考えられます。(なお60歳以上の貸出冊数は76,284冊の増加)

【学校図書館】

(小学校)

平成21年度学校図書館貸出冊数調べ① ……平成23年3月河内長野市第2次子ども読書活動推進計画から抜粋

小学校	1年生	2年生	3年生	4年生	5年生	6年生	合計
年間貸出冊数	30,163	34,815	31,836	41,025	25,840	22,193	185,872
1人当り貸出冊数	31.0	33.9	32.2	36.3	22.8	19.0	29.0

平成26年度学校図書館貸出冊数調べ②

小学校	1年生	2年生	3年生	4年生	5年生	6年生	合計
年間貸出冊数	38,440	38,020	41,342	42,373	32,427	32,555	241,743
1人当り貸出冊数	48.5	50.2	52.3	49.6	37.4	33.1	47.9

平成26年度の21年度に対する学校図書館貸出冊数の増減(② - ①)

小学校	1年生	2年生	3年生	4年生	5年生	6年生	合計
年間貸出冊数	8,277	3,205	9,506	1,348	6,587	10,362	55,871
1人当り貸出冊数	17.5	16.3	20.1	13.3	14.6	14.1	18.9

・1人当り貸出冊数…対象学年人数の1人当り

全学年で年間貸出冊数が増加しており、全体として55,871冊増加しました。また1人当り貸出冊数も各学年を通じて大きく増加しています。

(中学校)

平成21年度学校図書館貸出冊数調べ① ……平成23年3月河内長野市第2次子ども読書活動推進計画から抜粋

中学校	1年生	2年生	3年生	合計
年間貸出冊数	5,788	3,414	2,882	12,084
1人当り貸出冊数	6.1	3.7	2.7	4.1

平成26年度学校図書館貸出冊数調べ②

中学校	1年生	2年生	3年生	合計
年間貸出冊数	8,890	5,245	3,707	17,842
1人当り貸出冊数	9.3	6.0	3.8	6.4

平成26年度の21年度に対する学校図書館貸出冊数の増減(② - ①)

中学校	1年生	2年生	3年生	合計
年間貸出冊数	3,102	1,831	825	5,758
1人当り貸出冊数	3.2	2.3	1.1	2.3

・1人当り貸出冊数…対象学年人数の1人当り

全学年で年間貸出冊数は増加し、全体としては約5,758冊増加しました。また1人当り貸出冊数も各学年を通じて増加しており、読書離れがいわゆる中学生ですが、今後もより一層の向上が期待されます。

2. 第2次計画期間の課題

図書館、学校や地域などの取り組み結果からつぎの課題が見えてきました。

(1) 本のある環境づくり

本市の厳しい財政状況の中、図書館では子どもの本の充実に努めてきましたが、今後とも整備をすすめる必要があります。また小中学校の学校図書館電算システムが整備され、貸出・返却や蔵書検索などが効率的にできるようになりました。これを活用し、さらに子ども達が利用しやすい環境づくりをすすめる必要があります。学校段階が進むにつれ読書離れが進む傾向にあることから、中学生・高校生の世代に関して、読書活動を促す取組を更に進めることが重要です。

(2) 本に親しむ出合いづくり

家庭、地域、学校において、さまざまな本との出合いとして、イベントや行事などの中に工夫がこらされ学校、幼稚園、放課後児童会、公民館、保健センター、保育所、子ども・子育て総合センターや地域で読書の楽しさを伝えられました。近年注目されている取組としては「ビブリオバトル」※13があり、学校等での開催により取組が普及することが望まれています。また図書館からの集配送を利用し、地域・機関などで、図書館の団体貸出による本の供給がはかられました。今後とも直接的な本との出合いをより一層すすめる必要があります。

(3) 子どもと本をつなぐ人づくり

子どもや保護者が集まるあらゆる場所でのブックリストの配付、読み聞かせやおはなし会などの読書啓発活動（読書の有効性を含めて）、地域での人づくりとしてのボランティア養成講座の開催とボランティア団体への活動場所や資料・情報の提供、赤ちゃんと保護者が一緒に絵本を楽しむきっかけづくりとしての「赤ちゃんタイム」の実施は今後とも充実させてゆく必要があります。

ボランティア養成講座、スキルアップ講座などの継続や普段の活動の実績により、経験を積んだボランティアの方々がその経験・知識・技能を活かし、講座等で講師的役割を担っています。今後もこの様なボランティアリーダーとなる人材を増やすとともに、活動に関わるボランティアの裾野を広げていく必要があります。

(4) 連携の輪づくり

図書館、各関係機関、地域や学校などがお互いに協力し、それぞれが持っている情報を共有し、より大きな力が発揮できるようなネットワークの構築を一層すすめる必要があります。

第二章 子どもの読書活動を取り巻く情勢と国の基本的方針

子どもの読書活動の推進に関する国の第三次基本計画(平成25年5月17日)では、子どもの読者活動を取り巻く情勢とそれに対応した基本的方針がしめされています。特に不読率の改善(半減を目指す)、市町村子ども読書活動推進計画の策定率の向上(市においては100%、町村においては70%以上)、学校図書館図書標準の達成が挙げられています。

1. 子どもの読書活動を取り巻く情勢

(1) 「国民読書年」(平成22年)の取組

平成20年6月の国会決議により、平成22年を「国民読書年」とすることが定められました。同決議では読書推進に向けた機運を高めていくため、「政官民が協力のもと、国をあげてあらゆる努力を重ねること」が宣言され、図書館をはじめ様々な場所で国民読書年にちなんだ行事や取組が推進されました。こうした取組の一環として、平成22年7月、文部科学省に「国民の読書推進に関する協力者会議」が設置され、同会議の報告書「人の、地域の、日本の未来を育てる読書環境の実現のために」(平成23年9月)において、人材育成や環境整備等が提言されました。

(2) 図書館法の改正

平成20年6月に図書館法が改正されました。主な改正内容としては、図書館が行う事業として、学習成果を活用して行う教育活動の機会の提供、図書館の運営状況に関する評価及び改善並びに情報提供に努める規定の整備、司書及び司書補の資格要件の見直し、文部科学大臣及び都道府県教育委員会は司書等の資質向上のために必要な研修の実施に努める規定の整備などが追加されました。

なお、この改正のほか、社会の変化や図書館に対する新たな課題への対応の必要性を受け、平成24年12月に「図書館の設置及び運営上の望ましい基準」が改正されました。

(3) 新学習指導要領の全面实施

平成20年度及び21年度に公示された学習指導要領においては、各教科等を通じて言語活動の充実を図ることとし、言語に関する能力の育成に必要な読書活動を充実することを定めています。

また、幼稚園教育要領(平成20年文部科学省告示第26号)では、幼児が絵本や物語等に親しめるようにすることを定めています。

(4) 新しい情報通信技術を活用した読書環境の拡大

近年の情報通信技術の発達は、子どもの読書環境にも大きな影響を与える可能性があります。例えば、平成22年は「電子書籍元年」と呼ばれ、電子書籍が次々に出版され、読書を楽しむための新しい電子端末も相次いで登場しました。その後も電子書籍が急速に普及しつつあることから、今後の推移について十分留意する必要があります。

さらに、平成24年に著作権法が改正され、国立国会図書館において電子化された所蔵資料のうち、絶版等資料について、図書館等に対してインターネット送信を行うことができるようになりました。

また、大阪府においては、平成25年3月に策定した「大阪府教育振興基本計画」（平成25年度～平成34年度）の基本方針4「子どもたちの豊かでたくましい人間性をはぐくみます」に「生きる力をはぐくむ体験活動や読書活動の推進」を重点的取組に掲げ、「乳幼児期から発達段階に応じて本と接することができるような読書環境の充実」に向けて、「市町村や公立図書館との連携、学校図書館の活用等をすすめることにより読書活動を推進」することとしています。

河内長野市においては、市の発展、まちづくりの柱として教育を据え、その振興に向けて、市民総意のもとで協働して取り組むため平成22年3月に河内長野市教育立市宣言を行いました。その取り組み施策の重要な5つの柱の中に「読書のまち河内長野」を掲げ、読書振興・推進を市全体の施策として進めています。

2. 国における子ども読書活動の推進計画の基本的方針

1 家庭、地域、学校を通じた社会全体における取組

子どもの自主的な読書活動を推進するためには、家庭、地域、学校を通じた社会全体で取り組むことが重要です。家庭、地域、学校がそれぞれの役割を果たし、民間団体とも緊密に連携し、相互に協力を図ることが求められます。

このような観点から、国及び地方公共団体は、家庭、地域、学校をはじめとして、社会全体で子どもの自主的な読書活動の推進を図るような取組を推進するとともに、必要な体制の整備に努めます。

2 子どもの読書活動を支える環境の整備

子どもの読書活動を支える環境には地域間格差が見られることから、地方公共団体が地域の実情を十分に勘案するなど、施策の方向性や取組を示すことが大切です。

また、子どもの発達の段階に応じて、子ども自身が読書の楽しさを知るきっかけを作り、読書の幅を広げ、読書体験を深めるような機会を提供するとともに、そのための環境作りに努めることが必要です。あわせて、子どもが読書活動に関心を持つような本を身近に整えることが重要です。

このような観点から、国及び地方公共団体は、子どもの自主的な読書活動の推進に資するため、家庭、地域、学校において子どもが読書に親しむ機会の提供に努めるとともに、施設、設備その他の諸条件の整備・充実に努めます。

3 子どもの読書活動に関する意義の普及

子どもは、大人から民話等の話を聞いたり、読書をする大人の姿を見たりすることで

読書意欲を高めていきます。子どもが自主的な読書習慣を身に付けていくためには、特に、保護者、教員、保育士等子どもにとって身近な大人が読書活動に理解と関心を持つことが重要です。このため、社会全体で読書活動を推進する機運を一層高める必要があります。

このような観点から、国及び地方公共団体は、子どもの自主的な読書活動を推進する社会的機運の醸成を図るため、読書活動の意義や重要性について広く普及啓発を図るよう努めます。



←学校図書館司書の読み聞かせ

全公立小中学校に学校図書館司書が配置されています。

中学校の学校図書館の様子→

公立小中学校では、学校図書館図書標準を目指した計画的図書の購入が行われています。



←図書館おはなしのへやでの親子の様子

図書館では、おはなし会や赤ちゃんタイム、夏休みのイベントなど様々な読書推進事業を行っています。

第三章 計画の基本的な考え方

1. 計画策定の基本理念と目的

本計画は、「子どもの読書活動の推進に関する法律」の基本理念※14（第二条）にのっとり、本市における子どもの読書環境を整備し、子どもが自主的な読書を行う習慣を身に付け、社会の中で一人の人間として生きる力を自らが養うことにより、次代を担う人づくりを進めることを目的とします。

第3次計画においては、第2次計画の成果とその課題、国及び大阪府の計画もふまえながら子どもの読書活動を推進します。

2. 基本目標

この目的を実現するために、施策の柱となる基本目標を以下のとおりに定めます。

①家庭における子どもの読書活動の推進

読み聞かせの楽しさや読書の重要性について、子どもの最も身近な存在である保護者に対して理解の促進を図り、広く普及するよう努めます。

②地域における子どもの読書活動の推進

各関係機関、ボランティアとの連携・協力を図り、地域において、さまざまな本との出会いを工夫し提供して、子どもの読書環境をより充実させるよう努めます。

③学校等における子どもの読書活動の推進

幼稚園・保育所・認定こども園での絵本や物語に親しむ環境の整備や、各学校段階で生涯にわたる読書習慣を身に付け、読書の幅を広げるための取組を進めます。

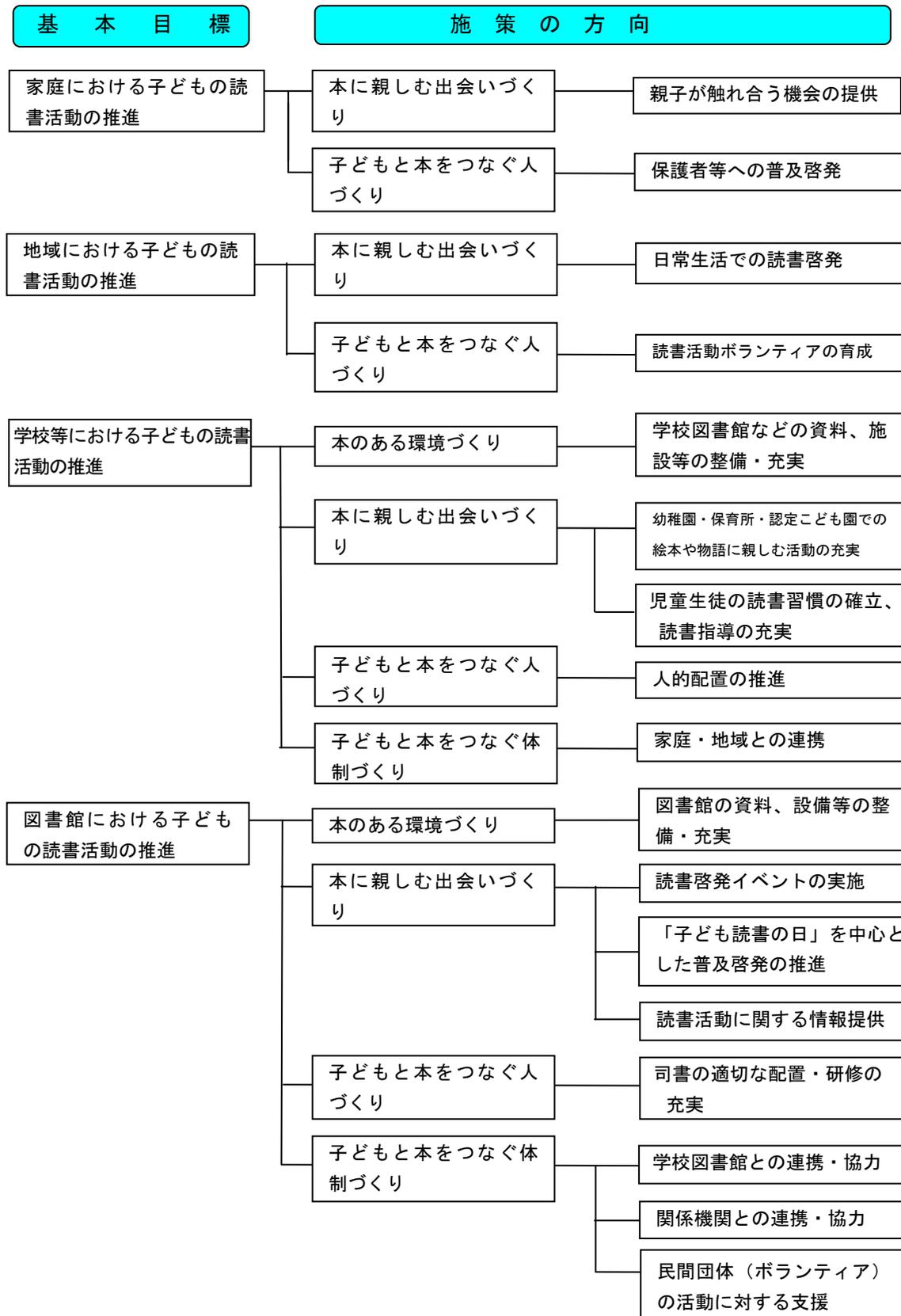
④図書館における子どもの読書活動の推進

子どもが利用しやすい環境の整備や資料の充実を図るとともに、「子ども読書の日」（4月23日）にちなんだ行事の開催など、子どもの読書活動についての関心と理解を深め、積極的な読書活動を行う意欲を高めるための取組を進めます。

3. 計画の期間

平成28（2016）年度を初年度に平成32（2020）年度までの5年間とします。

第四章 子どもの読書活動推進のための取組



1. 家庭における子どもの読書活動の推進

(1) 本に親しむ出会いづくり

①親子が触れ合う機会の提供

子どもの最も身近な存在である保護者が、子どもと共に読書の楽しさを分かち合い、読書に親しむことができるような機会の提供に努めます。

子どもの読書活動を促すためには、最も身近な存在である保護者が、子どもと共に読書の楽しさを分かち合い、読書に親しむことが必要です。乳幼児期から小学校低学年にかけては、家庭が子どもの生活の基本であり、家庭における読み聞かせや、子どもが読書の時間を持つよう家庭で習慣付けることが重要です。

この時期に親子で読書を楽しんだり、読書を大切にしたりする家庭の雰囲気をつくることは、子どもの読書を進める上で非常に大きな力となります。各家庭で多種多様な本をそろえることは困難であっても図書館などの貸出や図書のリサイクルフェアなどを利用することで、本のある家庭環境をつくることができます。各家庭では、図書館や地域文庫※¹⁵などを定期的にご利用することを心がけることが大切です。

<家庭での主な取組>

- ◆図書館や地域文庫などの定期的利用
- ◆読み聞かせや寝る前の読書など、親子のふれあいとなる読書の励行
- ◆大人が読書を楽しむ姿を見せたり、子どもの頃好きだった本の話をしたりするような読書への誘いかけ
- ◆おはなし会などの催しへの参加
- ◆図書のリサイクルフェアの活用

(2) 子どもと本をつなぐ人づくり

①保護者等への普及啓発

保護者と接する機会を積極的に利用し、家庭で読書に親しむ環境を整えるよう啓発に努めます。

読み聞かせや読書の大切さ、意義について保護者等に対して広く普及し、理解してもらえよう、幼稚園・保育所・認定こども園や学校を通じて、また、

乳幼児健康診査や地域子育て支援拠点事業※16などの場を通じて、啓発活動を行っていきます。

<主な取組>

- ◆乳幼児健康診査での年齢層にあった情報提供と啓発
- ◆地域子育て支援拠点事業などでの情報提供と相談・啓発
- ◆学校だより、園だよりや学校ホームページ、参観などの機会を利用した保護者への情報提供と啓発、夏休み中の保護者を含めた読書啓発
- ◆図書館でのブックリストの紹介や相談・啓発
- ◆図書館利用促進のPR

2. **地域における子どもの読書活動の推進**

(1) 本に親しむ出会づくり

①日常生活での読書啓発

日常生活の中で子どもが読書に親しむ機会を作ることや、イベントなどの実施を通して、読書の楽しさや有用性を伝えます。

子どもが読書習慣を身につけるためには、日常生活の中で幅広い働きかけを継続して行っていく必要があります。公民館や子ども・子育て総合センターでは、おはなし会や絵本の展示・貸出などさまざまなプログラムによる子どもと本の出会づくりを行っています。保護者や祖父母世代など大人に対しても子どもの読書活動への理解深める講座やイベントを実施します。また、放課後児童会での本に親しむ機会の充実を図ります。

<主な取組>

- ◆放課後児童会での本に親しむ機会の充実
- ◆公民館や子ども・子育て総合センターでの多様な読書啓発イベントの実施
- ◆地域での読書啓発イベントの促進

(2) 子どもと本をつなぐ人づくり

①読書活動ボランティアの育成

地域の文庫やおはなしボランティア団体などの育成と支援を図ります。

市内では、地域文庫やおはなし会、市民向けの講演会の実施や民話の研究など、読書につながるさまざまな市民活動が行われています。子どもの読書活動を推進するうえで、これらの市民活動は欠くことのできないものとなっています。地域文庫などへの支援や、新たな読書ボランティアの育成とその活動の場を広げ、子どもが読書に親しむための人づくりを進めます。

<主な取組>

- ◆ボランティア養成・スキルアップ講座などの実施
- ◆おはなし会などボランティア団体への活動場所の提供
- ◆地域文庫やボランティア団体への資料・情報の提供
- ◆地域文庫などへの資料配送

3. **学校等における子どもの読書活動の推進**

(1) 本のある環境づくり

①学校図書館などの資料、施設等の整備・充実

子どもにとって最も身近な図書館である学校図書館や、幼稚園・保育所・認定こども園の蔵書の充実を図ります。

子どもの豊かな読書経験の機会を充実していくためには、子どもの知的活動を増進し、興味・関心に応える魅力的な学校図書館資料を整備・充実させることが必要です。平成23年度に策定された「河内長野市立学校図書館資料収集方針」に基づき、蔵書の充実を図ります。

幼稚園・保育所・認定こども園においても、子どもが絵本などに親しむ機会を確保する必要から図書の整備・充実を推進します。

<主な取組>

- ◆学校図書館での新鮮な図書の収集
- ◆地域・家庭への寄贈図書の働きかけ
- ◆幼稚園・保育所・認定こども園での絵本などの充実

(2) 本に親しむ出会いづくり

①幼稚園・保育所・認定こども園での絵本や物語に親しむ活動の充実

乳幼児期に読書の楽しさを知ることができるよう、幼稚園教育要領、保育所保育指針、幼保連携型認定こども園教育・保育要領に基づき、乳幼児が絵本や物語に親しむ活動を積極的に行います。

子どもが毎日通う幼稚園・保育所・認定こども園では、「幼稚園教育要領」・「保育所保育指針」・「幼保連携型認定こども園教育・保育要領」に基づき、日々のカリキュラムの中に絵本と親しむ時間を組み入れています。乳幼児が絵本や物語に親しむ活動を積極的に行うとともに、保護者等に対し読み聞かせ等の大切さや意義を伝えます。

<主な取組>

- ◆幼稚園・保育所・認定こども園での本に親しむ機会の充実（読み聞かせなど）
- ◆幼稚園・保育所・認定こども園での行事に組み込んだ読書啓発イベントの実施及び促進

②児童生徒の読書習慣の確立、読書指導の充実

各学校段階において、児童生徒が生涯にわたる読書習慣を身に付けられるよう様々な図書に触れられる機会の確保に努めます。

子どもの読書活動に対する指導等を行う司書教諭と学校図書館司書が連携・協力し、学校図書館の図書分類や整理、テーマ展示や学校図書館だよりの発行などを行い、使いやすい学校図書館づくりを進めます。それとともに、言語活動の充実を図る学習指導要領の趣旨を踏まえ、各教科等において学校図書館の活用を拡大し、言語に関する能力の育成や、人間形成や情操の涵養に重要な読書活動を推進します。

<主な取組>

- ◆図書の整理や、電算システムを活用した目録の整理・点検
- ◆配架やテーマ展示など使いやすい学校図書館づくりの推進
- ◆学校図書館の授業への活用の推進
- ◆学校での「朝の読書」など読書時間の確保と継続実施
- ◆学校での読書啓発イベントの実施
- ◆各学校ごとの「学校読書活動推進目標」※17の設定

(3) 子どもと本をつなぐ人づくり

①人的配置の推進

学校図書館の機能を発揮するため、本の世界への案内役となる専門的な知識・技能を持った職員の配置と育成に努めます。

子どもの読書活動を推進するためには、家庭・地域での人づくりのほかに専門職員の存在が必要になります。司書は児童図書をはじめとする図書館資料の選択・収集・提供、利用者に対する読書相談、子どもの読書活動に対する指導、ボランティア等との連携促進など、子どもの読書活動を推進するうえで重要な役割を担っています。学校では、司書教諭や学校図書館司書が配置され学校内での子どもの読書活動を支援しています。今後も専門司書職員の配置・活用を進めるとともに、研修などによる専門性の向上をめざします。

<主な取組>

- ◆司書教諭の適正な配置と研修体制の整備
- ◆学校図書館司書の適正な配置と研修の充実

(4) 子どもと本をつなぐ体制づくり

①家庭・地域との連携

地域の人材が学校で活動する場を広げます。

子どもの読書活動を支援していくうえで、学校が家庭・地域と連携して地域ぐるみで子どもの読書活動を推進することが重要です。地域文庫やおはなしボランティア団体が、おはなしや読み聞かせなどの活動を学校で行っているところがあります。活動が行われていない学校でも、おはなしボランティアが活動できるよう、また、ボランティアの活動をおはなしだけに限らず、学校図書館でのリサイクル図書の受入や蔵書の整理などの運営面で司書教諭や学校図書館司書との連携と協力を図りながら検討し、その活動の場を広げます。

<主な取組>

- ◆ボランティアによる読み聞かせなどの促進と連携
- ◆蔵書の整理などボランティアの活動の拡大と促進

4. **図書館における子どもの読書活動の推進**

(1) 本のある環境づくり

①図書館の資料、設備等の整備・充実

すべての子どもが読書を楽しめるよう、図書館・公民館図書室の蔵書の充実を図り、子ども達の身近に本がある環境整備に努めます。

子どもの読書活動を推進していくためには、図書館・公民館図書室に、豊富で多様な蔵書を整備していくことが必要です。子どもが手に取って読みたくなるような、魅力ある豊かな蔵書を整備し、子どもがそれぞれの年齢や読書力に応じた本を読めるように、そして、障がいのある子どもや外国の子どもも読書を楽しめるように、図書館・公民館図書室の蔵書の充実を図ります。また、貸出などの図書館サービスを直接利用者に提供するサービスポイントとして公民館図書室8室と自動車文庫の23ステーションを市内に配置し、子どもの身近なところまで図書館サービスを届けます。

<主な取組>

- ◆児童書、ヤング向け図書など子どもにとって魅力ある図書の充実
- ◆読書等団体貸出用のパック整備
- ◆自動車文庫の活用
- ◆さわる絵本・布の絵本の制作の充実と利用の促進、デイジー※18・マルチメディアデイジー※19の充実
- ◆外国語図書の計画的な収集

(2) 本に親しむ出会いづくり

①読書啓発イベントの実施

楽しいイベントを実施して、子どもの気持ちを読書にひきつけていきます。

図書館では、子どもが読書に親しむきっかけをつくるために、毎月のおはなし会のほか、絵本などの資料の展示、科学教室などさまざまなプログラムによる子どもと本の出会いづくりを行っていきます。また、読書から離れがちな中高生においても、生涯にわたって読書を楽しむ習慣が身に付くきっかけとなるような本と出会う機会を提供できるよう、中高生向けの事業の充実に努めます。

<主な取組>

- ◆図書館での多様な読書啓発イベントの実施

- ◆中高生向け事業の充実（高校生ボランティア、図書館ツアー※20など）

②「子ども読書の日」を中心とした普及啓発の推進

「子ども読書の日」の趣旨にふさわしい事業を実施するよう努めます。

「子ども読書の日」（4月23日）は、「国民の間に広く子どもの読書活動についての関心と理解を深めるとともに、子どもが積極的に読書活動を行う意欲を高めるため」に設けられたものです。このため、その趣旨にふさわしい事業を実施するよう努めるとともに、ポスター等の掲示などを通じて普及啓発を図ります。

<主な取組>

- ◆図書館での「子ども読書の日」関連イベントの実施
- ◆「子ども読書の日」の普及啓発

③読書活動に関する情報提供

子どもの読書活動の機会に関する情報を積極的に提供します。

図書館が所蔵する児童・ヤング向け図書や乳幼児向け図書に関する情報やおはなし会の開催などの情報を積極的に提供します。また、図書館のホームページでのお知らせやメールマガジンの発行など、インターネットを活用した情報発信も充実させます。

<主な取組>

- ◆児童向け・ヤング向け図書館だよりでの図書情報提供や、ブックリストなどの作成、配布
- ◆市のホームページや生涯学習情報提供システム（学びやんネット）※21の活用、各イベント情報等のメール配信
- ◆インターネット予約システム利用を含めた図書館利用教育の実施

(3) 子どもと本をつなぐ人づくり

①司書の適切な配置、研修の充実

司書の適切な配置を進めるとともに研修体制を整備し、子どもの読書活動について幅広く施策を進めることができる職員を育成します。

司書は児童図書をはじめとする図書館資料の選択・収集・提供、利用者に対する読書相談、子どもの読書活動に対する指導、ボランティア等との連携促進など、子どもの読書活動を推進するうえで重要な役割を担っています。図書館では児童書コーナーに専門司書職員を配置して、読書活動を推進しています。今後も専門司書職員の配置・活用を進めるとともに、研修などによる専門性の向上をめざします。

<主な取組>

◆図書館での専門職員の配置と研修の充実

(4) 子どもと本をつなぐ体制づくり

①学校図書館との連携・協力

資料提供や情報交換などさまざまな面から図書館と学校図書館との連携を進めます。

学校図書館は自由な読書活動や読書指導の場であり、児童生徒の自発的、主体的な学習活動を支援し、教育課程の展開に寄与する学校教育の中核的な役割を担うことが期待されています。市内の各小中学校では、学校図書館の図書のほかに図書館の団体貸出や学校支援貸出も利用して、学校での読書活動を進めています。図書館は、司書教諭や学校図書館司書との連絡を密にし、効果的な図書の選定や活用ができるよう、図書館と学校図書館との連携を進めます。また図書館と学校との配本システムなどを維持継続します。

<主な取組>

- ◆学校図書館と図書館との連携体制の充実
- ◆児童、生徒、教職員へのレファレンスサービス
- ◆学校支援用貸出などの配本システムの維持継続
- ◆司書による学校訪問
- ◆ブックリスト、パスファインダー※₂₂などの情報交換や共同制作

②関係機関との連携・協力

資料提供や情報交換など、さまざまな面から図書館と各関係機関との連携を進めます。

市全体で子どもの読書環境の整備を図っていくためには、子どもと関わる各関係機関との連携・協力が重要です。資料提供や情報交換、事業への協力などさまざまな面で連携できる体制をつくり、子どもの読書活動の推進につなげるように努めます。

<主な取組>

- ◆公民館主催事業との連携などによる図書の相互利用の促進
- ◆地域教育推進課の主催事業との連携・協力
- ◆乳幼児健康診査などでの普及啓発
- ◆子ども・子育て総合センターとの連携・協力

③民間団体（ボランティア）の活動に対する支援

図書館と地域で活動する団体との連携、支援する体制をつくります。

図書館では、おはなし会やさわる絵本制作などのボランティアを養成し、連携による事業活動を進めています。ボランティア団体などが主体性を持ちつつ、相互に連携・協力を図ることは、それぞれの団体の活動内容を充実させるとともに、全体として子どもの読書活動の一層の推進につながります。図書館を中心に、子どもの読書活動に関わるすべての団体や個人との連携の輪をつくり、情報交換や相互協力などにより、子ども達に多くの読書の機会が提供できるような体制の整備を進めます。

<主な取組>

- ◆地域文庫やおはなしボランティアなどの連絡会への支援、協力事業の実施
- ◆ボランティアなどへの講座、研修の情報提供と実施

第五章 子ども読書活動推進計画の推進のために

1. 計画の位置付け

この計画は、「子どもの読書活動の推進に関する法律」や「河内長野市第5次総合計画」に基づき、「河内長野市教育立市宣言」をふまえ、市全体で子どもの読書環境の整備を図っていくことを目的に、今後取り組むべき施策を具体的に示すもので、教育を推進する基本理念や基本方針を示した「教育大綱」、今後取り組むべき重点目標を明らかにした「教育推進プラン」とともに本市の子どもの読書活動を推進します。

2. 推進体制の整備

庁内組織である「河内長野市子ども読書活動推進会議」により関係各課の情報交換や事業調整を行い「河内長野市子ども読書活動推進計画」の効果的な推進を図ります。

3. 財政上の措置など

本計画に掲げられた取り組みを実施し、「読書のまち 河内長野」にふさわしいまちづくりに向け、財政上の措置を講ずるよう努めます。

また、国に対しては、学校図書館の充実及び本計画推進に必要な財政上の措置を講ずるよう働きかけていきます。

大阪府に対しては、市立図書館への支援や学校図書館の充実のため、必要な財政上の措置を講ずるよう働きかけていきます。



←キックスでの「えほんのひろば」

絵本をすべて表紙を見せて展示し、自由に絵本の世界を楽しみます。

夏休み子ども科学教室→

科学の実験や観察を通して、科学分野の絵本や読み物への興味を引き出します。



<用語説明>

※1 ヤング

中学生から18歳までの青少年のこと。市立図書館にはヤングコーナーを設け、ヤング向けサービスを展開しています。

※2 えほんのひろば

絵本や写真集などを表紙が見えるように展示し、参加者が自由に手に取り、読みあう空間を作ります。その中で参加者が思い思いの方法で様々な本を手にとることで、より一層、本に親しむ姿勢を育みます。

※3 さわる絵本

視覚障がい児のために、布などを使って絵の部分を立体化し、文字を点字で表すことによってさわって楽しむことができるようにつくられた絵本。市立図書館では、ボランティア団体「さわる絵本の会河内長野」のメンバーが工夫を凝らして制作しています。

※4 学校支援用図書

小・中学校の調べ学習や学級文庫など、学校での利用のために整備された図書。

※5 学校図書館図書標準

平成5(1993)年に当時の文部省が発表した、小・中学校及び盲・聾・養護学校の小・中学部における、学級規模ごとの目標蔵書冊数を定めたもの。

※6 赤ちゃんタイム

ブックスタート後の赤ちゃんと保護者が対象。人形や小道具を使ったわらべうた、手あそびや読み聞かせを楽しみ、ことばに親しみ、本に親しめる場づくりを目的に市立図書館おはなしのへやで開催しています。

※7 図書リサイクルフェア

市立図書館では、市民に家庭で不要となった本を持ちよってもらい、それを希望する人(図書館利用者など)に持ち帰ってもらうリサイクルフェアを平成16(2004)年から年1回開催しています。

※8 ペープサート

人物などの絵を描いた紙に棒をつけたものを動かして演じる紙人形劇。

※9 ブックスタート

ブックスタートはイギリスから始まった運動で、すべての赤ちゃんと保護者に絵本を手

渡しながら、絵本を通じた子育ての楽しさなどを伝えます。

※10 ブックリスト

読書活動に役立てることを目的にテーマごとにまとめられた本の一覧表のこと。市立図書館では、ブックスタート事業で配付している赤ちゃん絵本の紹介リストや館内で展示した本のリストなどを作成しています。

※11 地域支援出前保育事業

地域（育児サークルや福祉委員会・自治会主催の遊びの広場など）からの希望により、保育士を派遣し、保育所での遊びの紹介や絵本の読み聞かせなどを行う事業。

※12 レファレンス

レファレンスサービス。利用者が学習・調査・研究のために必要な資料や情報を求めたとき、図書館職員が図書館の資料と機能を活用して、資料の検索を援助し、資料を提供し、あるいは回答を与えるなど、利用者と資料とを結びつける業務。市立図書館では「調査・相談コーナー」を設けサービスを行っています。

※13 ビブリオバトル

「知的書評合戦」とも呼ばれ、基本的なルールは以下のとおりです。

- ① 発表者が読んで面白いと思った本を持って集まる。
- ② 順番に一人5分程度で本を紹介する。それぞれの発表後に参加者全員でその発表に関する意見交換を2～3分程度行う。
- ③ 全ての発表が終了した後に、どの本が一番読みたくなったかを参加者の多数決で決定する。

ビブリオバトルの効果としては、ゲーム感覚で楽しみながら本に関心を持つことができること、自ら本を選ぶ力、語る力が育つこと、読んでみたいと思える本に出会う機会が増えること等が挙げられます。

※14 「子どもの読書活動の推進に関する法律」の基本理念

「子ども（おおむね十八歳以下の者をいう。）の読書活動は、子どもが、言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、創造力を豊かなものにし、人生をより深く生きる力を身に付けていく上で欠くことのできないものであることにかんがみ、すべての子どもがあらゆる機会とあらゆる場所において自主的に読書活動を行うことができるよう、積極的にそのための環境の整備が推進されなければならない。」

※15 地域文庫

地域の施設などに図書をそろえ、子どもを中心とした近隣の住民に対して読書活動を行

うこと。購入した図書のほか寄贈書や図書館からの団体貸出による図書を所蔵し、ボランティアにより運営されています。「家庭文庫（個人が家庭の一部を開放して行う文庫活動）」もこの中に含まれています。

※16 地域子育て支援拠点事業

乳幼児とその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行う事業。

※17 学校読書活動推進目標

学校図書館 読書活動推進プラン（本市各学校における図書館教育の指針とし、学校における子どもの読書活動の推進を図るため策定されたプラン）に基づいて、各学校ごとに定める推進目標。

※18 デイジー（DAISY）

DAISYとは、Digital Accessible Information SYstemの略で、日本では「アクセシブルな情報システム」と訳されています。視覚障がい者や普通の印刷物を読むことが困難な人々のためにカセットに代わるデジタル録音図書の国際標準規格として、50カ国以上の会員団体が構成するデイジーコンソーシアム（本部スイス）により開発と維持が行われている情報システムを表しています。

※19 マルチメディアデイジー

普通の印刷物を読むことが困難な人々のための世界共通の情報システムで、パソコンやタブレット型端末、専用機器等で音声を聞きながら、同時に絵・写真を見ることができます。

※20 図書館ツアー

図書館の利用者教育の一環として図書館職員が、利用者に図書館の機能を説明しながら館内を案内する見学会。

※21 生涯学習情報提供システム（学びやんネット）

生涯学習を始めたり深めたりするための手がかりとなる情報（民間情報含む）を、インターネット及び街頭情報端末を通して提供するシステムです。愛称「学びやんネット」として運用されています。

※22 パスファインダー

あるテーマに関する資料や情報を収集する手順をまとめた情報検索ツール・調べ方ガイドのこと。利用者のニーズに合わせて具体的なテーマ（例えば「カブトムシの生態」「判

例・法令」など) ごとに作成されます。

推進機関等による子どもの読書活動推進のための取組（行動計画）

1. 家庭における子どもの読書活動の推進

（1）本に親しむ出会いづくり

①親子が触れ合う機会の提供

<家庭での主な取組>

- ◆図書館や地域文庫などの定期的利用
- ◆読み聞かせや寝る前の読書など、親子のふれあいとなる読書の励行
- ◆大人が読書を楽しむ姿を見せたり、子どもの頃好きだった本の話をしたりするような読書への誘いかけ
- ◆おはなし会などの催しへの参加
- ◆図書のリサイクルフェアの活用

（2）子どもと本をつなぐ人づくり

①保護者等への普及啓発

<主な取組>

- ◆乳幼児健康診査での年齢層にあった情報提供と啓発（健康推進課/図書館）
- ◆地域子育て支援拠点事業などでの情報提供と相談・啓発（子ども子育て課）
- ◆学校だより、園だよりや学校ホームページ、参観などの機会を利用した保護者への情報提供と啓発、夏休み中の保護者を含めた読書啓発（教育指導課）
- ◆図書館でのブックリストの紹介や相談・啓発（図書館）
- ◆図書館利用促進のPR（図書館）

2. 地域における子どもの読書活動の推進

（1）本に親しむ出会いづくり

①日常生活での読書啓発

<主な取組>

- ◆放課後児童会での本に親しむ機会の充実（地域教育推進課）
- ◆公民館や子ども・子育て総合センターでの多様な読書啓発イベントの実施（文化・スポーツ振興課/子ども子育て課）
- ◆地域での読書啓発イベントの促進（図書館）

（2）子どもと本をつなぐ人づくり

①読書活動ボランティアの育成

<主な取組>

- ◆ボランティア養成・スキルアップ講座などの実施（図書館）
- ◆おはなし会などボランティア団体への活動場所の提供（図書館/文化・スポーツ振興課）
- ◆地域文庫やボランティア団体への資料・情報の提供（図書館）
- ◆地域文庫などへの資料配送（図書館）

3. 学校等における子どもの読書活動の推進

(1) 本のある環境づくり

①学校図書館などの資料、施設等の整備・充実

<主な取組>

- ◆学校図書館での新鮮な図書の収集（教育総務課/教育指導課）
- ◆地域・家庭への寄贈図書の働きかけ（教育指導課）
- ◆幼稚園・保育所・認定こども園での絵本などの充実（教育指導課/子ども子育て課）

(2) 本に親しむ出会いづくり

①幼稚園・保育所・認定こども園での絵本や物語に親しむ活動の充実

<主な取組>

- ◆幼稚園・保育所・認定こども園での本に親しむ機会の充実（教育指導課/子ども子育て課）
- ◆幼稚園・保育所・認定こども園での行事に組み込んだ読書啓発イベントの実施及び促進（教育指導課/子ども子育て課）

②児童生徒の読書習慣の確立、読書指導の充実

<主な取組>

- ◆図書の整理や、電算システムを活用した目録の整理・点検（教育指導課）
- ◆配架やテーマ展示など使いやすい学校図書館づくりの推進（教育指導課）
- ◆学校図書館の授業への活用の推進（教育指導課）
- ◆学校での「朝の読書」など読書時間の確保と継続実施（教育指導課）
- ◆学校での読書啓発イベントの実施（教育指導課）
- ◆各学校ごとの「学校読書活動推進目標」の設定（教育指導課）

(3) 子どもと本をつなぐ人づくり

①人的配置の推進

<主な取組>

- ◆司書教諭の適正な配置と研修体制の整備（教育指導課）
- ◆学校図書館司書の適正な配置と研修の充実（教育指導課）

(4) 子どもと本をつなぐ体制づくり

①家庭・地域との連携

<主な取組>

- ◆ボランティアによる読み聞かせなどの促進と連携（教育指導課）
- ◆蔵書の整理などボランティアの活動の拡大と促進（教育指導課）

4. 図書館における子どもの読書活動の推進

(1) 本のある環境づくり

①図書館の資料、設備等の整備・充実

<主な取組>

- ◆児童書、ヤング向け図書など子どもにとって魅力ある図書の充実（図書館）
- ◆読書等団体貸出用のパック整備（図書館）
- ◆自動車文庫の活用（図書館）
- ◆さわる絵本・布絵本の制作の充実と利用の促進、
デージー・マルチメディアデージーの充実（図書館）
- ◆外国語図書の計画的な収集（図書館）

(2) 本に親しむ出会いづくり

①読書啓発イベントの実施

<主な取組>

- ◆図書館での多様な読書啓発イベントの実施（図書館）
- ◆中高生向け事業の充実（高校生ボランティア、図書館ツアーなど）（図書館）

②「子ども読書の日」を中心とした普及啓発の推進

<主な取組>

- ◆図書館での「子ども読書の日」関連イベントの実施（図書館）
- ◆「子ども読書の日」の普及啓発（図書館）

③読書活動に関する情報提供

<主な取組>

- ◆児童向け・ヤング向け図書館だよりでの図書情報提供や、ブックリストなどの作成、配布（図書館）
- ◆市のホームページや生涯学習情報提供システム（学びやんネット）の活用、各イベント情報等のメール配信（図書館）
- ◆インターネット予約システム利用を含めた図書館利用教育の実施（図書館）

(3) 子どもと本をつなぐ人づくり

①司書の適切な配置、研修の充実

<主な取組>

- ◆図書館での専門職員の配置と研修の充実（図書館）

(4) 子どもと本をつなぐ体制づくり

①学校図書館との連携・協力

<主な取組>

- ◆学校図書館と図書館との連携体制の充実（図書館）
- ◆児童、生徒、教職員へのレファレンスサービス（図書館）
- ◆学校支援用貸出などの配本システムの維持継続（図書館）
- ◆司書による学校訪問（図書館）
- ◆ブックリスト・パスファインダーなどの情報交換や共同制作（図書館）

②関係機関との連携・協力

<主な取組>

- ◆公民館主催事業との連携などによる図書の相互利用の促進（図書館）
- ◆地域教育推進課の主催事業との連携・協力（図書館）
- ◆乳幼児健康診査などでの普及啓発（図書館）
- ◆子ども・子育て総合センターとの連携・協力（図書館）

③民間団体（ボランティア）の活動に対する支援

<主な取組>

- ◆地域文庫やおはなしボランティアなどの連絡会への支援、協力事業の実施（図書館）
- ◆ボランティアなどへの講座、研修の情報提供と実施（図書館）

第3次計画数値目標

計画中間年度…平成30年度

計画最終年度…平成32年度

※26年度は実績

	指 標	26年度	30年度	32年度
図書館	0～18歳の図書館登録者率 (%)	39.7	40.0	40.0 以上
	おはなし会等参加者数 (人)	536	690	700
	子ども(0～18歳)1人当たりの 個人貸出冊数(計画 P.6) (冊)	9.8	12	15
小中学校	子ども1人当たりの 小学校図書館貸出冊数 (冊)	47.9	50	55
	子ども1人当たりの 中学校図書館貸出冊数 (冊)	6.4	8	10
	小学生不読率 (％) 11月調査	(27年度) 1.3	1.0	1.0未満
	中学生不読率 (％) 11月調査	(27年度) 24.0	10.0	8.0
	図書館から小中学校への団体貸出 冊数 (冊)	5,823	6,000	6,000 以上
地域	図書館から放課後児童会、地域文 庫やボランティア団体への団体貸 出冊数 (冊)	13,338	14,000	15,000